

# 病気やケガに備えて、しっかり納付を 国民健康保険料のお知らせ

府が算定した標準保険料率などを参考に、保険料を算定しました。  
被保険者の方に、令和2年度国民健康保険料納付額通知書を7月中旬に送付します。



## 保険料について

国民健康保険料は①医療給付費分②後期高齢者支援金分③介護納付金分の3つで構成されています。  
①と②は年齢に関係なく、国民健康保険被保険者全員に、所得に応じた「所得割額」、加入者数に応じた「均等割額」、1世帯当たりの「平等割額」の3種類を合計して賦課されます。③は40～64歳の被保険者のみに「所得割額」と「均等割額」を合計して賦課されます。

(参考)

計算例:40歳代の夫婦と子ども1人の世帯の場合  
(夫の所得250万円、妻・子の所得は0円と仮定)

### ①[医療給付費分]

所得割 = (250万円 - 33万円) × 8.96% = 194,432円  
均等割 = 30,652円 × 3人 = 91,956円  
平等割 = 29,137円

### ②[後期高齢者支援金分]

所得割 = (250万円 - 33万円) × 2.84% = 61,628円  
均等割 = 9,358円 × 3人 = 28,074円  
平等割 = 8,255円

### ③[介護納付金分] (40～64歳)

所得割 = (250万円 - 33万円) × 2.66% = 57,722円  
均等割 = 19,729円 × 2人 = 39,458円

①+②+③合計 510,662円

## ■保険料計算表

国民健康保険料 = 医療給付費分 + 後期高齢者支援金分 + 介護納付金分

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割	8.96%	2.84%	2.66%
均等割	30,652円	9,358円	19,729円
平等割	29,137円	8,255円	—
賦課限度額 (年間保険料の限度額)	610,000円	190,000円	160,000円

## 保険料の軽減および減免制度について

2019年中の総所得金額等の世帯合計が条例で定める基準額以下の世帯については、均等割額と平等割額が軽減の対象となります。この軽減を受けるためには、必ず所得の申告が必要ですので、申告されていない方は国民健康保険窓口で申告してください。

その他、国民健康保険に関するお知らせを15ページにも記載しています。

なお、平成30年度から国民健康保険制度が府域での運営となり、被保険者の負担の公平化の観点から、主な減免(所得減少・災害減免など)については府内統一基準が設けられました。それに伴い、令和3年度より府内統一基準に移行します。身障減免は、令和3年度からなくなります。令和2年度については、本市の減免基準を適用します。

市役所からATMの操作をお願いすることはありません!  
医療費や保険料の還付金詐欺にご注意ください

問い合わせは国保・年金課 ☎754・6253

# みんなで支える介護保険 介護保険料のお知らせ



令和2年度の介護保険料の決定に伴い、被保険者の方に年間の介護保険料の通知を7月中旬に送付します。

## 保険料は介護保険制度を支える貴重な財源です

本市でも4人に1人が65歳以上に、そして近い将来、現役世代2人で1人の高齢者を支える時代が到来します。介護保険制度は、40歳以上の方が納める保険料と、国・大阪府・本市からの公費を財源として、介護が必要になった高齢者に介護サービスを提供し、高齢者が住み慣れた地域で、生き生きと暮らし続けられるように、社会全体で高齢者とその家族を支援するものです。保険料は介護保険制度を支える貴重な財源ですので、保険料の納付にご理解・ご協力ください。

## 保険料の軽減について

消費税の増税に伴い、平成30年度より第1段階～第3段階に該当する方の保険料を段階的に軽減しており、令和2年度はさらに軽減されました。軽減分は公費にて負担します。通知書には軽減後の金額を記載しています。

## 保険料について

### ◎40～64歳(第2号被保険者)の方

加入している医療保険で、介護保険分を合わせて納めます。

※詳細は各加入機関でご確認ください。

### ◎65歳以上(第1号被保険者)の方

保険料は、本人の所得状況や世帯員の住民税課税状況により、16段階に分けて決定します。

## 便利な口座振替のご利用を

普通徴収の方は、納め忘れがなく安心な口座振替をご利用ください。

※口座振替の申し込みは、本市指定の各金融機関・同課窓口にある口座振替依頼書に必要事項を記入し、預貯金通帳と通帳届出印、介護保険料の納付書を持って、各金融機関の窓口にてお手続きください。

問い合わせは介護保険課 ☎754・6228

# 後期高齢者医療被保険者証の更新について

## 新しい被保険者証を送付します

8月から被保険者証が「薄緑色」に変わり、7月下旬までに届きます。有効期間は1年間です。

窓口負担割合は世帯内の被保険者の令和2年度住民税課税標準額によって決定します。同一世帯に145万円以上の被保険者がいる場合は、全員が3割負担になります。ただし、3割負担の方で元年中の同世帯の被保険者等の収入金額が次の方は申請すると1割負担になります。

### ◎被保険者が1人の場合

383万円未満

### ◎被保険者が1人かつ70～74歳の方がいる場合

被保険者本人と70～74歳の方の収入の合計額が520万円未満

### ◎被保険者が2人以上の場合

収入の合計額が520万円未満



## 保険料が未納の場合

保険料に未納がある場合、被保険者証が短期証(有効期限の短いもの)となりますのでご注意ください。

## 後期高齢者医療に関するお知らせ

保険料および限度額認定証に関するお知らせは19・20ページに記載していますのでご覧ください。

問い合わせは保険医療課 ☎754・6258

# 市長の資産公開

市役所2階行政情報コーナーで「政治倫理の確立のための池田市長の資産等の公開に関する条例」に基づき、市長の資産等報告書などを公開しています。  
 ※市ホームページでも公開しています。

## ◆資産等 (令和2年5月31日報告)

### ■土地

所在	箕面市外院2丁目440番15
面積	116.28平方メートル
固定資産税の課税標準額	1,462,395円

### ■地上権又は土地の賃借権

該当なし
------

### ■建物

所在	箕面市外院2丁目440番地15
面積	109.02平方メートル
固定資産税の課税標準額	4,919,727円

### ■預金・貯金

預金	3,359,570円
貯金	該当なし

### ■有価証券

該当なし
------

### ■自動車・船舶・航空機・美術工芸品

該当なし
------

### ■ゴルフ会員権

該当なし
------

### ■貸付金・借入金

貸付金	該当なし
借入金	10,339,873円

## ◆関連会社等

該当なし
------

問い合わせは市政相談課 ☎754・6200

## 外出せずに納付できます バーコード付きの納付書が、 スマホアプリ「PayPay」「LINE Pay」の 請求書支払いに対応

市税や各種保険料のバーコード付きの納付書が、スマホアプリ「PayPay」と「LINE Pay」の請求書支払いに対応しました。昨年対応した「PayB(ペイビー)」とあわせ、外出することなく納付ができる環境が広がりました。

両サービスは、納付書のバーコードをアプリから読み取ることで、決済金額をアプリ内にチャージした残高から即時で引き落とすサービスです。手数料はかかりません。



ダウンロードや操作手順については、左記QRコード先ページからご確認ください。



LINE Pay 請求書支払い

### 対応するバーコード付き納付書

- 市・府民税(普通徴収)
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税(種別割)
- 国民健康保険料
- 介護保険料
- 後期高齢者医療保険料

### 両サービスに関するお問い合わせ

PayPay : ☎0120・990・634 (カスタマーサポート)

LINE Pay : LINEアプリでLINE Pay公式アカウントを友だち追加し、質問を送信

問 納税課 ☎754・6225

# 国際交流員トリが、英語と日本語でお話しします! 「Aussie × kiwi おしゃべり時間 ～バイリンガルポッドキャスト～」

7月から、JETプログラム(※1)の国際交流員として本市で働くオーストラリア出身のトリ(Tori)による「Aussie × kiwi おしゃべり時間～バイリンガルポッドキャスト～」をスタートします。

Podcast(※2)を使い、主に英語で、時折日本語を交えながら、オーストラリアの文化などさまざまなテーマについてお話しします。ぜひお聞きください。



**時** 7月。詳細は国際交流センターフェイスブックをご参照ください

**内** (第1回) 「What do you know about Australia/NZ?」

(第2回以降) 池田/日本の魅力やオーストラリアの文化など、さまざまなトピックについて

※1 JETプログラム…国が外国青年を招致して地方自治体などで任用し、地域の国際交流の推進を図る事業。

※2 Podcast…インターネット上に音声や動画などのデータを公開する方法の1つで、インターネットラジオ・インターネットテレビの一種。

問 人権・文化国際課 ☎754・6232

## 第12回 社会人落語 日本一決定戦

学生を除く社会人を対象に江戸・上方・古典・新作・創作落語を問わず出場者を募集しています。



### 予選会・決勝戦

**時** (予選会) 12月12日(土)(各会場) (決勝戦) 12月13日(日)(市民文化会館) ※決勝戦には整理券が必要。

### 事前審査

**対** 社会人で落語に関してアマチュアの方(過去に名人になった方や学生を除く) **申** 8月28日(金)(必着)までに、落語みゅーじあむか社会人落語日本一決定戦のホームページ(**HP**<http://www.kamigatadairakugosai.com/>)に掲載されている応募シートに必要事項を書いて、応募演目を記録した映像か音源を添えて同大会事務局(〒563-0058、栄本町7-3) ※音源の場合は、高座風景の写真が必要。参加を希望される方は事前審査も同演目でお送りください。その他詳細は社会人落語日本一決定戦ホームページをご覧ください。

問 社会人落語日本一決定戦大会事務局 ☎753・4443 **FAX** 753・4447